

令和6年度

八代市財政健全化
審査意見書

八代市監査委員

八 市 監 第 2 8 6 号
令和 7 年 1 0 月 2 3 日

八代市長 小 野 泰 輔 様

八代市監査委員	野 々 口 正 治
同	上 原 治
八代市監査委員職務執行者	北 園 武 広

令和 6 年度八代市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度八代市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

八代市財政健全化審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	健全化判断比率の状況	1
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	6
6	審査意見	8

表記に関する注意事項

- 注1 金額は、総務省が示す健全化判断比率の算定方法に基づき、原則として千円未満を四捨五入して表示した。
- 注2 比率は、総務省が示す健全化判断比率の算定方法に基づき、原則として小数点以下第3位又は第2位を切り捨てて表示した。
- 注3 表中に用いる「0」は0又は該当数値があるが単位未満のもの、「―」は該当数値がないものを示す。

1 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率4指標及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年9月3日から10月20日まで

3 審査の方法

財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が適正に作成されているかどうかを主眼に、決算諸表その他帳簿及び証拠書類との照合等を行う方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数も正確であると認められた。

5 健全化判断比率の状況

令和6年度一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する早期健全化基準及び同条第6号に規定する財政再生基準は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.59	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	16.59	30.00
実 質 公 債 費 比 率	9.7	9.6	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	79.3	83.3	350.0	

※ 「—」は、赤字でないことを表す。

※ 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めなければならない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条、第5条)

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定めなければならない。(同法第8条、第9条)

なお、「早期健全化基準」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に、「財政再生基準」は同令第8条に規定する数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を判断する比率であり、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で表す。

本市においては、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計が対象である。

実質赤字比率の早期健全化基準は 11.59%であるが、次表のとおり、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計の実質収支額は、いずれも黒字又は 0 であり、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} = \text{一般会計等の実質赤字額}^{\ast 1} \div \text{標準財政規模}$$

※1 一般会計及び特別会計のうち一般会計に相当する会計における実質赤字額

$$\text{実質赤字の額}^{\ast 2} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

※2 実質赤字額は、歳入が歳出に不足したために、①翌年度の歳入を繰り上げることで赤字を実質上翌年度に繰越した場合（繰上充用）、②本来支払うべき債務を繰り延べた場合（支払繰延）、③本来行うべき事業を繰り越した場合（事業繰越）に発生するものである。

実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			令和6年度	令和5年度	増減額
一 般 会 計 等	一 般 会 計		1,642,515	1,961,878	△ 319,363
	一般会計等に属する 特別会計	ケーブルテレビ事業特別会計	0	0	0
		診 療 所 特 別 会 計	0	0	0
		小 計	0	0	0
実 質 赤 字 額			△ 1,642,515	△ 1,961,878	319,363
標 準 財 政 規 模			35,428,833	34,184,174	1,244,659
実 質 赤 字 比 率 (%)			—	—	
算定式に基づく実質黒字・赤字比率(%)			△ 4.63	△ 5.73	

「算定式に基づく実質黒字・赤字比率」において、実質赤字額が黒字である場合は「△」で表示。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計（財産区特別会計を除く。）の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を判断する比率であり、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合で表す。

連結実質赤字比率の早期健全化基準は 16.59%であるが、次表のとおり、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額、資金不足・剰余額は黒字又は 0 となっており、実質赤字又は資金の不足額が生じていないため連結実質赤字比率はない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}^{*3}}{\text{標準財政規模}}$$

※3： イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余金を生じた会計の資金の剰余金の合計額

連 結 実 質 赤 字 比 率

（単位：千円、％）

会 計 名	実 質 収 支 額、資 金 不 足・剰 余 額		
	令和6年度	令和5年度	増減額
一般会計	1,642,515	1,961,878	△ 319,363
ケーブルテレビ事業特別会計	0	0	0
診療所特別会計	0	0	0
国民健康保険特別会計	658,493	691,982	△ 33,489
後期高齢者医療特別会計	46,984	43,896	3,088
介護保険特別会計	970,269	2,021,025	△ 1,050,756
農業集落排水処理施設事業特別会計	0	10,020	△ 10,020
公共浄化槽等整備推進事業特別会計	0	2,052	△ 2,052
水道事業会計	732,343	660,839	71,504
簡易水道事業会計	0	0	0
下水道事業会計	368,820	475,725	△ 106,905
合 計	4,419,424	5,867,417	△ 1,447,993
標準財政規模	35,428,833	34,184,174	1,244,659
連結実質赤字比率（％）	—	—	
算定式に基づく連結実質黒字・赤字比率（％）	△ 12.47	△ 17.16	

「算定式に基づく連結実質黒字・赤字比率」において、実質赤字額が黒字である場合は「△」で表示。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金の元利償還金及びこれに準ずる額（公営企業や一部事務組合の元利償還金に対する繰出金や負担金等）の大きさを指標化したもので、元利償還金等の標準財政規模に対する割合で表し、過去3か年の単年度の実質公債費比率を平均して算出する。

平成18年度から地方債の発行について許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明性の観点から見直し、新たに導入されたものである。

3か年平均の実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。

「早期健全化基準」である25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務付けられる。また、「財政再生基準」である35%以上の団体は財政再生計画の策定が義務付けられ、その「財政再生計画」を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債の発行が制限される。

本年度の単年度実質公債費比率をみると、次表のとおり9.4%で、前年度（10.3%）に比べ0.9ポイント低下している。

これは、実質公債費比率の算式の分子が同表（ケ）のとおり2,780,578千円で、前年度（2,963,549千円）より182,971千円（6.2%）減少し、分母が同表（コ）のとおり29,496,502千円で、前年度（28,764,349千円）より732,153千円（2.5%）の増加となったためである。分子の減少は、主に、同表（ア）の公債費充当一般財源が前年度より383,598千円（5.6%）増加したものの、分子から控除される同表（ク）の基準財政需要額に算入される公債費が前年度より512,506千円（9.5%）増加したことによるものである。また、分母の増加は、主に、同表（キ）の標準財政規模においてこれを構成する普通交付税が前年度より1,237,974千円（8.4%）増加したことによるものである。

本年度の実質公債費比率は9.7%で、前年度（9.6%）に比べ0.1ポイント上昇したものの、地方債の「許可団体」となる18%や、「早期健全化基準」となる25%、「財政再生基準」となる35%を下回っている。

なお、県内14市の令和6年度の実質公債費比率の平均は9.3%であり、令和5年度の類似団体の実質公債費比率の平均は8.4%となっている。

実 質 公 債 費 比 率

(単位：千円、%)

項 目		令和6年度	令和5年度	令和4年度	前年度 増 減	前年度 増減比
公債費充当一般財源 (ア)		7,259,810	6,876,212	6,501,625	383,598	5.6
準 元 利 償 還 金	満期一括償還地方債の元金償還金 (イ)	0	0	0	0	—
	公営企業債償還金の財源とする繰出金 (ウ)	1,272,162	1,330,023	1,260,515	△ 57,861	△ 4.4
	上水道会計	441	61	3,823	380	623.0
	病院事業会計	0	0	0	0	—
	簡易水道事業	82,777	87,682	73,603	△ 4,905	△ 5.6
	下水道事業会計(農集、浄化槽含む)	1,188,944	1,242,280	1,183,089	△ 53,336	△ 4.3
	介護保険事業会計	0	0	0	0	—
	一部事務組合の地方債元利償還金の財源とする負担金 (エ)	85,356	81,003	170,721	4,353	5.4
	広域行政事務組合	84,507	80,780	170,168	3,727	4.6
	生活環境事務組合	758	0	97	758	—
	氷川中学校一部事務組合	91	223	456	△ 132	△ 59.2
	その他一部事務組合	0	0	0	0	—
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの (オ)	95,581	96,133	97,097	△ 552	△ 0.6
	土地改良融資償還金	95,581	96,133	97,097	△ 552	△ 0.6
	利子補給に係るもの	0	0	0	0	—
	一時借入金利子 (カ)	0	3	0	△ 3	△ 100.0
	小 計	1,453,099	1,507,162	1,528,333	△ 54,063	△ 3.6
標準財政規模 (キ)		35,428,833	34,184,174	33,838,437	1,244,659	3.6
基準財政需要額に算入される公債費 (ク)		5,932,331	5,419,825	5,230,173	512,506	9.5
(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) - (ク) = (ケ)		2,780,578	2,963,549	2,799,785	△ 182,971	△ 6.2
(キ) - (ク) = (コ)		29,496,502	28,764,349	28,608,264	732,153	2.5
単年度実質公債費比率 (ケ) / (コ) × 100		9.42681	10.30285	9.78663	△ 0.9	
実質公債費比率		9.7				

※単年度実質公債費比率は小数点以下第6位四捨五入となる。

$$\begin{aligned}
 \text{（単年度）} & \quad \text{公債費充当一般財源} + \text{準元利償還金} - \text{基準財政需要額に算入される公債費} \\
 \text{実質公債費比率} & = \frac{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額に算入される公債費}}{\text{（ア）} + \text{（イ）} + \text{（ウ）} + \text{（エ）} + \text{（オ）} + \text{（カ）} - \text{（ク）}} \\
 & = \frac{\text{（キ）} - \text{（ク）}}{\text{（ア）} + \text{（イ）} + \text{（ウ）} + \text{（エ）} + \text{（オ）} + \text{（カ）} - \text{（ク）}}
 \end{aligned}$$

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で表す。

将来負担比率の早期健全化基準である 350%以上の団体は「財政健全化計画」の策定を義務づけられる。

本年度の将来負担比率は、次表のとおり 79.3%で、前年度（83.3%）に比べ 4.0 ポイント低下しており、「早期健全化基準」である 350%を下回っている。

これは、将来負担比率の算式の分子が同表（E）のとおり 23,416,875 千円で、前年度（23,978,434 千円）より 561,559 千円（2.3%）減少し、分母が同表（F）のとおり 29,496,502 千円で、前年度（28,764,349 千円）より 732,153 千円（2.5%）の増加となったためである。分子の減少は、同表（A）の将来負担額が前年度より 487,472 千円（0.5%）減少したことのほか、分子から控除される同表（B）の充当可能財源が前年度より 74,087 千円（0.1%）増加したことによるものである。将来負担額の減少は、一部事務組合負担金等見込額及び退職手当負担見込額が増加したものの、一般会計等地方債現在高、公営企業債等繰入見込額及び債務負担行為に基づく支出予定額が減少したことによるものである。充当可能財源の増加は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額及び充当可能特定収入が減少したものの、充当可能基金額が増加したことによるものである。また、分母については、分母から控除される同表（D）の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が 512,506 千円（9.5%）増加したものの、同表（C）の標準財政規模においてこれを構成する普通交付税が 1,237,974 千円（8.4%）増加したことにより増加している。

なお、県内 14 市の令和 5 年度の将来負担比率の平均は 26.9%となっている。

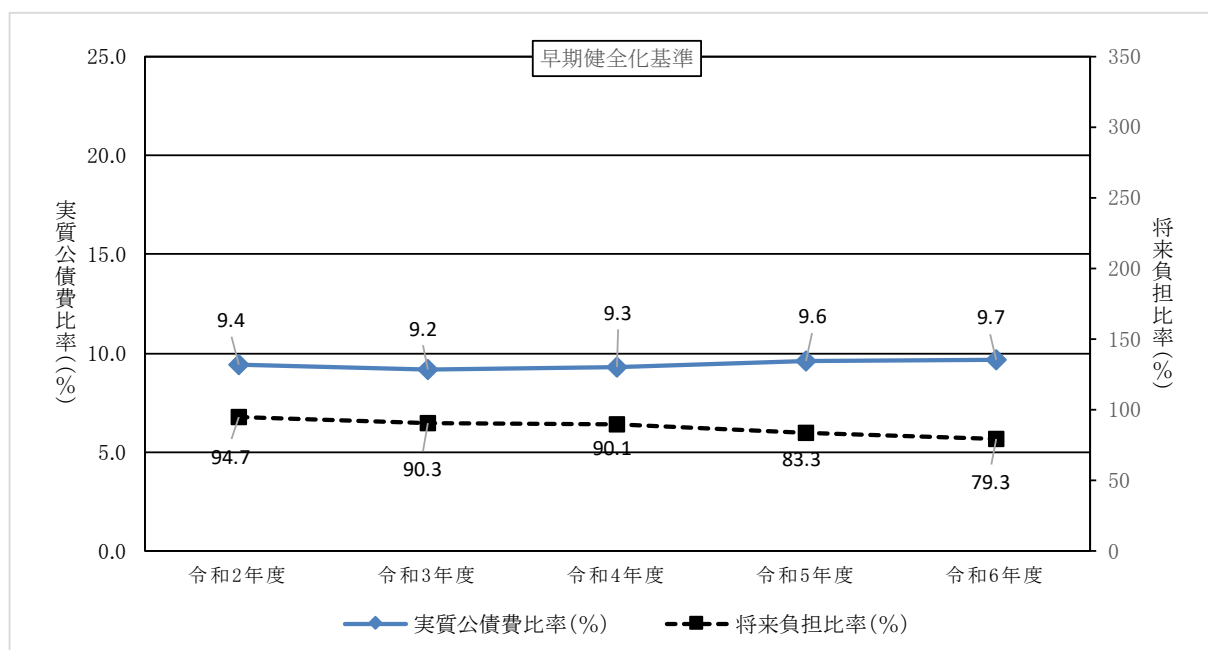
将来負担比率

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度 増減比
	令和6年度	令和5年度	増 減	
将来負担額 (A)	107,301,228	107,788,700	△ 487,472	△ 0.5
本年度末一般会計等地方債現在高	81,134,834	82,119,119	△ 984,285	△ 1.2
債務負担行為に基づく支出予定額	974,921	1,006,070	△ 31,149	△ 3.1
公営企業債等繰入見込額	14,651,565	14,890,217	△ 238,652	△ 1.6
一部事務組合負担金等見込額	1,148,613	693,411	455,202	65.6
退職手当負担見込額	9,391,295	9,079,883	311,412	3.4
設立法人の負担額等負担見込額	0	0	0	—
地方道路公社	0	0	0	—
土地開発公社	0	0	0	—
第三セクター等	0	0	0	—
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源 (B)	83,884,353	83,810,266	74,087	0.1
充当可能基金	13,831,252	12,077,209	1,754,043	14.5
充当可能特定収入	739,129	743,210	△ 4,081	△ 0.5
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	69,313,972	70,989,847	△ 1,675,875	△ 2.4
標準財政規模 (C)	35,428,833	34,184,174	1,244,659	3.6
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)	5,932,331	5,419,825	512,506	9.5
(A)－(B) ＝ (E)	23,416,875	23,978,434	△ 561,559	△ 2.3
(C)－(D) ＝ (F)	29,496,502	28,764,349	732,153	2.5
将来負担比率 (E)／(F)×100	79.3	83.3	△ 4.0	

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定収入} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \quad (E)}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \quad (F)}$$

実質公債費比率及び将来負担比率の推移



6 審査意見

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないため該当数値はなく、実質公債費比率は9.7%で前年度（9.6%）に比べ0.1ポイント上昇し、将来負担比率は79.3%で前年度（83.3%）に比べ4.0ポイント改善している。

いずれも法令で定められた早期健全化基準を下回っているものの、健全化判断比率のうち実質公債費比率と将来負担比率については、現在も県内の平均値をそれぞれ上回っている。市税、地方交付税等の一般財源の大幅な増加が期待できない中で、環境センター建設や庁舎建設に係る元利償還金が増加していることや、令和2年7月豪雨の災害復旧事業に伴う地方債発行が続いていること、今後、給食センター整備等の大型事業や県と一体となって取り組む工業団地整備が予定されていることなどから、これからも比率は増加することが予想される。現在は健全化基準内ではあるが、今後、市債発行に当たっては、事業の優先度の見極めなど長期的な視野に立ち、比率の推移に注意する必要がある。

市民のニーズを踏まえた行政サービスの提供に努めながらも、財政の硬直化を招くことのないよう自主財源の確保に向けた不断の努力を行うとともに、合理的な歳出削減を行い、効率的かつ効果的な行財政運営に努め、本市の財政健全化が一層推進されることを期待する。